山都町地域防災計画修正
新　旧　対　照　表

【一般災害対策編】

令和元年度

【記載要領の説明】
○　赤字は　新規・修正及び追加（新）
○　青字は　記載場所の修正（新・旧）
○　~~青字~~は　削除（新・旧）
○　【略】　変更がないところを省略して記載
※　その他修正事項は熊本県第６次改訂公用文の手引きを根拠として見出し記号の整合を図った。

現行（平成３０年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
目　　次 【略】	**目　　次** 【略】 **第2章　災害予防計画** 【略】 第３３節　阿蘇火山広域避難計画の考え方 …… 65　→　追加 【略】	○目次 第２章　第３３節の追加	5
第４節　山都町の地勢と~~災害の特性~~ １．山都町の地勢~~および気象風土的条件~~	**第４節　山都町の地勢と気象風土的条件による災害の特性**　→　修正 １　山都町の地勢　→　修正	第４節　山都町の地勢と災害の特性 １　山都町の地積および気象風土的条件 →	
山都町は、九州のほぼ中心に位置し、県域においては、県の東部に位置し、町の南東側が宮崎県に接している。 町域は東西 33ｋｍ、27ｋｍにおよび、面積 544．67ｋ㎡の広大な地域である。町の北西方向に位置する熊本市中心部までは、本庁舎からの直線距離で約 25ｋｍ、車での所要時間は約１時間程度である。 北部は阿蘇南外輪山、南部は九州山地の山々が連なり、これらを水源とする緑川、五ヶ瀬川の２つの主要河川が東西に流れ、起伏に富んだ独特の渓谷美を形成している。標高 300～900ｍに位置するため、気候は、夏は涼しく冬は寒さが厳しい準高冷地であり、熊本県農業研究センター矢部試験地での平均気温の観測値は、熊本地方気象台の観測値と比較すると各月において４℃程度低くなっており、降水量では、冬季の降水量が比較的多くなっている。 交通運輸事情は、山間地域の為あまり恵まれず、交通機関及び諸物資の輸送は、すべて自動車に依存している。バス貨物自動車が主体となる為、当然道路に重点がしぼられ、熊本市を最短距離で結ぶ国道 445 号線、高森峠を越え阿蘇市につながる 265 号線、また宇城市松橋町を起点とし、本町を通り宮崎県延岡市に通じている国道 218 号線がある。	山都町は、九州のほぼ中心に位置し、県域においては、県の東部に位置して町の南東側が宮崎県に接している。 町域は東西 33 ㎞、27 ㎞に及び、面積 544.67 ㎞の広大な地域である。町の北西方向に位置する熊本市中心部までは、本庁舎からの直線距離で約 25 ㎞、車での所要時間は１時間程度である。 交通運輸事情は、山間地域の為あまり恵まれず、交通機関及び諸物資の輸送は、すべて自動車に依存し、バス貨物自動車が主体となる為、当然道路に重点がしぼられ、熊本市を最短距離で結ぶ国道 445 号線、高森峠を越え阿蘇市につながる 265 号線、また宇城市松橋町を起点とし、本町を通り宮崎県延岡市に通じている国道 218 号線がある。 また、平成 30 年 12 月に九州中央自動車道の一部である御船町小池高山 IC から山都町中島西 IC までの 10.8ｋｍが開通し、熊本市までのアクセスが大幅に改善したため、将来的にも経済の流通及び観光に期待される。また、南海トラフ災害対処のための重要な役割を果たせる地域である。 北部は阿蘇南外輪山、南部は九州山地の山々が連なり、これらを水源とする緑川、五ヶ瀬川の２つの主要河川が東西に流れ、起伏に富んだ独特の渓谷美を形成している。標高 300～900ｍに位置するため、気候は、夏は涼しく冬は寒さが厳しい準高冷地であり、熊本県農業研究センター矢部試験地での平均気温の観測値は、熊本地方気象台の観測値と比較すると各月において 4℃程度低くなっている。また、降水量は冬季が比較的多くなっている。	○修正 １　山都町の地積 ２　気象風土的条件 に区分して記載 九州中央自動車道の一部開通の状況を記載 ○青字は上記の修正による記載場所を変更	6
~~このような地理的条件から、~~梅雨期及び秋の台風期には、雨が多く台風進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらし強風もしばしば来襲する。冬季には豪雪を見る事もあり、交通に障害を及ぼす事がある。 火災は季節風のときフェーン現象等による異常乾燥時に多く地理的条件、人為的条件などの要因と相重なって発生しており、特に大規模な林野火災が懸念される。 本町における主な災害は、以上の気象特性と急傾斜地帯の地盤脆弱性、森林の過伐及び山地の荒廃による風水害と火災、並びに火山性及び活断層による地震災害である。	２　気象風土的条件による災害の特性 地理的条件から、梅雨期及び秋の台風期には、雨が多く台風進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらし、強風もしばしば来襲する。冬季には豪雪を見る事もあり、交通に障害を及ぼす事がある。 火災は季節風のときフェーン現象等による異常乾燥時に多く地理的条件、人為的条件などの要因と相重なって発生しており、特に大規模な林野火災が懸念される。 本町における主な災害は、以上の気象特性と急傾斜地帯の地盤脆弱性、森林の過伐及び山地の荒廃による風水害と火災並びに火山性及び活断層による地震災害である。		

現行（平成３０年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
第１節　水害予防計画 １　治水対策 【略】 （４）水防法に基づく対応 町は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとする。 ア 洪水予報等の伝達方法 イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ウ 浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。 →　記載要配を区分	**第１節　水害予防計画** １　治水対策 【略】 （４）　水防法に基づく対応　　→　修正 町は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において次に掲げる事項について定めることとする。 ア　洪水予報等の伝達方法のマニュアル化 イ　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項の明確化 ウ　浸水想定区域内の~~地下街等で~~洪水時に~~利用者の~~円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る。~~を図ることが必要なもの、~~ エ　水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策 (ｱ)　地域防災計画に、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載する。 (ｲ)　要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び訓練の実施を行う。（水防法により義務化） オ　要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等 (ｱ)　水防法による要配慮者利用施設を指定 (ｲ)　町から要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達の義務付け (ｳ)　避難確保計画の作成及び訓練の義務付け (ｴ)　町長は避難確保計画が未作成であった場合、必要により施設の所有者、又は管理者に対する作成に係る必要な指示、指示に従わなかったときには、その旨の公表 (ｵ) 浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。	○青字は削除 ○山都町には地下街等ないので削除 ※追加 ○県からの指導により水防法における要配慮者利用施設の避難確保計画が義務化となり今年度から記載 【総務課】 【福祉課】	6 7

現行（平成３０年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
３．道路橋梁対策 （１）道路対策 山都町の道路延長は、次のとおりである。 国道　~~６８．２４３ｍ~~ 県道　~~１８９．４５４ｍ~~　→　２９年度からの修正 町道　~~９４７．５３９ｍ~~ 【略】	３　道路橋梁対策 （１）　道路対策 山都町の道路延長は、次のとおりである。 国道　　６８．２３３．０ｍ 県道　１８９．３６９．０ｍ 町道　９５４．１２１．０ｍ　　→　修正 【略】	○ 平成３１年３月現在の最新のものを記載する。 【建設課】	8
第２節　土砂災害予防対策 １．土石流対策 近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大型化」により全国各地で大規模な土砂災害による甚大な被害が発生している。 【略】	**第２節　土砂災害予防対策** １　土石流対策　　→　修正 近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大型化」等~~により~~全国各地で大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしている。~~による甚大な被害が発生している。~~ 【略】	○記載要領を修正	8
~~ｉ）~~　【略】 ~~ⅱ）~~　【略】 ~~ⅲ）~~　【略】 ~~ⅳ）~~　【略】 ~~ⅴ）~~　【略】 ~~ⅵ）~~　【略】	（１）　【略】 （２）　【略】 （３）　【略】 （４）　【略】 （５）　【略】 （６）　【略】	○見出し記号を修正	
	２　土砂災害防止法における要配慮者利用施設の避難確保対策　→　修正 （１）　地域防災計画に、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるため要配慮者利用施設を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載する。 （２）　要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成及び訓練の実施を行う。（土砂災害防止法により義務化） （３）　要配慮者利用施設に係る土砂災害防止法上の義務等 （４）　土砂災害防止法による要配慮者利用施設を指定 （５）　町から要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達の義務付け （６）　避難確保計画の作成及び訓練の義務付け （７）　町長は避難確保計画が未作成であった場合、必要により施設の所有者、又は管理者に対する作成に係る必要な指示、指示に従わなかったときには、その旨の公表 （８）　危険区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。	※追加 ○県からの指導により土砂災害防止法における要配慮者利用施設の避難確保計画が義務化となり今年度から記載 ○該当施設には、避難確保計画の作成を指示 【総務課】 【福祉課】	9

現行（平成３０年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
第４節　気象予警報等伝達計画 【略】 １．~~予警報等の区分~~ ~~この計画にいう予警報とは、次のものをいう。~~ 特別警報　~~大雨・大雪・暴風・暴風雪~~ 警　　報　~~大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪~~ 注 意 報　~~風雪・強風・大雨・大雪・濃霧・雷・乾燥・霜・洪水~~ 水防警報　【略】 気象情報　【略】 地震津波警報　【略】 火災気象通報　【略】 火災警報　【略】	第４節　気象予警報等伝達計画 【略】 １　予警報等の定義　→　修正 気象等の特別警報、警報及び注意報等は次のような定義として発表される。 （１）　注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合 （２）　警　報 大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれのある場合 （３）　特別警報 大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合 ※　現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して発表するもの。 （４）　水防警報 【略】 （５）　気象情報 【略】 （６）　地震津波警報 【略】 （７）　火災気象通報 【略】 （８）　気象警報 【略】	○ 県との整合 【総務課】 ○見出し記号の修正	31 32

<table>
<tr><th>現行（平成３０年度山都町地域防災計画）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>○記載修正　　→　　追加修正</td>
<td>第１１節
１～４　　【略】
５　避難勧告等に関するガイドライン　→　修正
住民等が情報の意味を直接的に理解できるよう、防災情報を５段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を次の通り容易にする。
<table>
<tr><th>警戒レベル</th><th>住民等がとるべき処置</th><th>行動を住民等に促す情報</th></tr>
<tr><td>警戒レベル５</td><td>○ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。</td><td>○ 災害発生情報※
※ 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令</td></tr>
<tr><td>警戒レベル４</td><td>避　難
○ 立退き避難を基本とする行動をとる。
○ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等において指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内より安全な部屋への緊急の避難をする。</td><td>○ 避難勧告
○ 避難指示（緊急）※
※　地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令</td></tr>
<tr><td>警戒レベル３</td><td>○ 避難に時間がかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に非難する。</td><td>○ 避難準備・高齢者等避難開始</td></tr>
<tr><td>警戒レベル２</td><td>○ ハザードマップ等により災害のリスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など避難に備え自らの避難行動を確認する。</td><td>○ 注意報</td></tr>
<tr><td>警戒レベル１</td><td>○ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td><td>○ 警報級の可能性</td></tr>
</table>
</td>
<td>○　新　規
警戒レベル変更にともなう県との整合
【総務課】</td>
<td>38

39</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成３０年度山都町地域防災計画）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>
5 ~~避難勧告及び指示基準~~
~~避難指示等の基準は、災害の種類及び地域等により異なるが、おおむね基準は次のとおりとする。~~
町長は、避難勧告等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努める。
なお、避難勧告等により避難が必要な住民に求める行動は次表のとおり。
<table>
<tr><th></th><th>避難が必要な住民に求める行動</th></tr>
<tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>【略】</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>【略】</td></tr>
<tr><td>避難指示（緊急）</td><td>【略】</td></tr>
</table>
避難指示等の発令については、対象となる災害を河川洪水、土砂災害の２種類とし、次の（１）～~~（３）~~の基準を参考に各種防災気象情報、現地情報等を集約し、総合的に判断する。
（１）~~避難準備・高齢者等避難開始情報の基準~~
【略】
（２）~~避難勧告の基準~~
【略】
（３）~~避難指示（緊急）の基準~~
【略】
</td>
<td>
6　【略】
7　避難指示等の基準　→　修正
~~避難指示等の基準は、災害の種類及び地域等により異なるが、おおむね基準は次のとおりとする。~~
町長は、避難勧告等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努める。
なお、警戒レベル３及び４避難勧告等により避難が必要な住民に求める行動は次表のとおり。
<table>
<tr><th>警戒レベル</th><th>避難が必要な住民に求める行動</th></tr>
<tr><td>【警戒レベル３】
避難準備・高齢者等避難開始</td><td>変更なし【略】</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル４】
避難勧告</td><td>変更なし【略】</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル４】
避難指示（緊急）</td><td>変更なし【略】</td></tr>
</table>
避難指示等の発令については、対象となる災害を河川洪水、土砂災害の２種類とし、次の（１）～（４）の基準を参考に各種防災気象情報、現地情報等を集約して総合的に判断する。　→　修正
（１）警戒レベル３【避難準備・高齢者等避難開始情報の基準】
【略】
（２）警戒レベル４【避難勧告の基準】
【略】
（３）警戒レベル４【避難指示（緊急）の基準】
【略】
（４）警戒レベル５【災害発生情報の基準】　→　追加
既に災害が発生している場合で住民が、命を守るための最善の行動をする次のア～ウのいずれか１つに該当する場合に可能な範囲で発令される。
ア　河川等の決壊・越水・溢水が発生した場合
イ　氾濫発生情報等により把握できた場合
ウ　熊本地方気象台及び県から大雨特別警報（土砂災害）発令があった場合、必要により発令
</td>
<td>
○　新　規
警戒レベル変更にともなう県との整合及び記載要領の変更

○７項（４）は追加

【総務課】
</td>
<td>39</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行（平成３０年度山都町地域防災計画）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th><th>P</th></tr>
<tr>
<td>○記載なし　　→　　新規追加</td>
<td>（５）　中小河川等における具体的な避難勧告発令基準の設定　→新規追加
ア　洪水予報河川・水位周知河川以外の河川についても、町による洪水の避難勧告等の発令基準を次の通りとする。

<table>
<tr><th>避難準備・高齢者等
避難開始の発令</th><th>避難勧告の発令</th><th>避難指示（緊急）の発令</th></tr>
<tr><td>判断地点：○○橋
判断基準：水位が橋桁の底部から１.０ｍに達し、さらに水位上昇が見込まれる場合</td><td>判断地点：○○橋
判断基準：水位が橋桁の底部から０.５ｍに達し、さらに水位上昇が見込まれる場合</td><td>判断地点：○○橋
判断基準：水位が橋桁の底部に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合</td></tr>
</table>

イ　発令に関する留意事項
発令の基準は、山都町総合防災マップ記載の浸水想定区域による河川及び該当地域を対象とする。その他、発令に関して下記事項を留意して行うものとする。
(ｱ)　発令の基準となる情報は、自治振興区役員、消防団、自主防災組織役員、民生員からの情報提供を基準とするが、状況により地域住民からの情報により発令する場合がる。
(ｲ)　発令については、情報提供に基づき当該河川の浸水想定地域の住民に対して発令する。(山都町総合ハザードマップ参考)
(ｳ)　発令に関する判断は、町長とする。
(ｴ)　発令方法は、防災行政無線、Ｌアラート（エリアメール）防災情報メールにより実施する。</td>
<td>○７項（５）は追加

【総務課】</td>
<td>41</td>
</tr>
</table>

現行（平成３０年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
○記載なし→　新規記載	第１１節　避難収容計画 １～１０　【略】 １１　食支援活動体制の確保　　→新規 町は、災害時において被災者の食支援活動を迅速かつ効果的に行うため、熊本県災害時ほけん活動マニュアル及び災害時栄養管理ガイドラインとの整合を図り、支援体制及び受援体制を明示し、あらゆる災害において対応できるように実施する。 この際、自助・共助・公助のあり方を踏まえ、町民の食の自立の促進を図るとともに、災害時における関係機関や団体と連携して被災者支援を実施し、ボランティア団体及びNPO等との支援体制の調整を行い、食支援体制を確保する。 （１）　発災時の活動体制 環境が不十分な中で生活する可能性が高い。そのため、一度感染症が発生すれば重症化、まん延の恐れがあり、初期の判断での迅速な対応が重要となる。 （２）　関係機関が連携したまん延防止対策の流れ ア　目　的 感染患者の重篤化避難所案内でのまん延防止対策を図るために、関係者間で連携して迅速・的確な対応をする。 イ　実施方法 (ｱ)　支援者または避難所管理者が避難所において感染症（疑い）患者を探知した場合は、速やかにお互いに情報共有する。 (ｲ)　避難所管理者は、町は健ほけん課を経由して直ちに保健所に報告する。 (ｳ)　保健所は対応方針を決定し、速やかに県庁健康危機管理課へ報告する。 (ｴ)　支援者は、保健所が到着するまで、可能な範囲でまん延防止対策を行う。 (ｵ)　保健所は支援者や避難所管理者に対して、類似症状の者を発見した場合には、速やかに報告するよう依頼する。 (ｶ)　保健所は、地域災害医療対策委員会議で発生状況及び対策状況等を報告し、関係者へ注意喚起を行う。 （３）　平常時の取組み ア　非常時からの災害を想定した事前準備や訓練が重要である。そのためには、食支援活動に関係する基礎情報の収集や町内の連携体制づくりを行う。 イ　災害時に自助・共助・公助が適切に機能するためにも、住民への自助意識を高めるとともに、共助における地域の自主防災組織の活性化等の働きかけを実施する。	○　新　規 熊本県災害時ほけん活動マニュアルの「栄養・食生活支援対策」の詳細が本ガイドラインとなるため、基本的考え方を記載する。 【健康ほけん課】	37 42 43

現行（平成３０年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
○記載なし→　新規記載	（２）　避難所における食の運用 ア　人材確保・情報伝達・連携体制等の整備 (ｱ)　情報伝達を円滑に行うための緊急連絡網の整備 (ｲ)　緊急時の対応マニュアルを整備し人材の確保を図る。 (ｳ)　災害時に栄養・食生活の支援が得られる関係機関や食料等提供企業をリスト化し情報提供や支援体制を図る。 (ｴ)　食料支援協定、人的支援協定、水・ガス・電気等の供給に関する要請先の把握・自治会・ボランティア等地域組織との協力・連携を図る。 イ　災害時の避難所における栄養・食事のあり方 (ｱ)　水分をこまめに、食事をしっかりととる。 (ｲ)　食事環境を整える。 (ｳ)　支援物資には過不がある。 (ｴ)　発給される食品は、栄養等考慮して適切に選んで食べる。 (ｵ)　衛生管理を適切に実施するとともに、体調管理のため身体を動かす。		43
第１６節　食料調達・供給計画　２　食料の調達　(2)　食料の確保 ア、　【略】 イ　【略】	第１６節　食料調達・供給計画　２　食料の調達　(3)　備蓄物資の管理 ア　【略】 イ　【略】 (3)　備蓄物資の管理→　新規追加 ア　現在、町として備蓄している水・食料品等の適正数を確保する。このため、年度ごとの定数を追加して適切に管理するとともに、賞味期限（５年間）を踏まえた効果的・効率的な使用を計画するものとする。 イ　災害時担当部署は、平常時において備蓄している食料・飲料水の種類・量・保管場所を定期的に把握し、災害時の不測事態に備えるものとする。 ウ　災害時において町で備蓄している食糧・飲料水等を各避難所までの輸送方法、供給方法等をマニュアル化するものとする。 エ　備蓄に関する管理について （ア）平常時の場合 ａ　備蓄食料品を有効活用するため、自主防災組織・学校等の防災訓練及び各種イベント等に使用し、効率的に使用して防災意識の高揚を図る。 ｂ　賞味期限等を踏まえた効果的・効率的な使用及び適正な追加を逐次実施して備蓄食料を適切に管理する。 ｃ　備蓄の調達・使用・管理場所等の備蓄品の管理全般については、危機管理対策班（総務課 防災係）が実施するものとする。	○備蓄食糧等の管理が未記載だったので新規記載 【総務課】 【山の都創造課】	51

現行（平成３０年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
第２３節　清掃計画　２　廃棄物の収集及び処分の方法 （１）　方　法 【略】	（イ）災害等の場合 災害発生した場合、備蓄食糧の全般管理、備蓄品の輸送・配布に関する事項は救援物資班（山の都創造課）が実施するものとする。 その際、平常時において適宜、総務課防災係と連携を図り、現状を掌握するとともに、災害時における不測事態に備えるものとする。		51
○記載なし→　新規記載	第２３節　清掃計画　２　廃棄物の収集及び処分の方法 （１）　方　法 【略】 （２）　その他　　→　追加 町として災害廃棄物及びし尿処理に必要な人員、機材等の確保につとめ、処理能力を超える発生量が見込まれる場合には、隣接市町村への応援要請を行う。	○　記載漏れ 【環境水道課】	57
	第３３節　阿蘇火山広域避難計画考え方 熊本県阿蘇火山広域避難計画に基づき、地域住民に影響を及ぼすおそれがある噴火警戒レベル４～５において住民の避難については、噴火の影響範囲が広く、避難実施市町村からの他市町村への避難が必要となる場合、避難者の受入れを計画する。 １　基本的な考え （１）　広域避難の実施体制 広域避難実施市町村（阿蘇市、高森町、南阿蘇村）が避難勧告の発令にともない、熊本県阿蘇火山広域避難計画に基づき高森町の避難者受入れ等の支援を行う。 （２）　対象となる火山現象 居住地に影響が大きい溶岩流、降灰、降灰後土石流が対象 （３）　避難先 火山活動の状況、収容人数等によって、自市町村へ避難が必要となる場合で、火口周辺の他の市町村において避難が困難な場合は、外輪山の周辺市町村に避難する。 この際、町は、熊本県阿蘇火山広域避難計画に基づき高森町からの避難者を受入れる。 （４）　避難手段 自家用車による避難を基本とするが、避難実施市町村は、県の支援のもと避難行動要支援者等をバス等により輸送する。 ２　広域避難に係る基本的事項 （１）　事前に決定・把握等を行う事項 受入避難所、一時集結地及び広域避難場所、特にどこの避難所に避難させるのか、駐車場の位置は詳細に計画する。 （２）　避難所の開設については本町職員が実施する。また避難所運営については、避難実施市町村の職員が実施する。 なお、避難初期において運営体制が整っていない場合は、受入市町村が支援する。	○　新　規 阿蘇火山広域避難計画については、熊本県阿蘇火山広域避難計画及び広域避難実施市町村（高森町）との調整により計画を推進していく。 現在は対策会議で決められている基本的な事項のみを記載した。 【総務課】 【各課共通】	65 66

現行（平成３０年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
	３　阿蘇火山広域避難計画の作成 計画策定については、熊本県火山防災会議による阿蘇火山広域避難計画に基づき、山都町阿蘇火山広域避難受入計画を作成する。 （現在検討中）		66